

解 釈 ・ 見 立 て ・ 所 見									
新 版 K 式 発 達 検 査 を め ぐ っ て							そ の 3		
							大 谷 多 加 志		

「新版 K 式発達検査をめぐって」というタイトルで連載をしていますが、ここまでの 2 回の連載では、新版 K 式発達検査の検査内容（どのような課題があるのか、どのように実施しどう評価するのか）にはほとんど触れていません。その理由は、1 つには「心理検査の使用上の倫理規定」を考慮したことがあります。

発達検査を含む心理検査全般は、その信頼性を保持するために、検査内容を一般に公表しないことになっています。「この質問にこういう風に答えたら、評価はこうなる」ということを検査対象者があらかじめ知っていたとしたら、検査結果を恣意的に変化させることができるため、検査内容を公表することは検査の信頼性を失うことにつながると考えられています。発達検査の場合、実際には検査対象者は検査内容を目の前で見ているわけですので、検査内容を完全に明らかにしないようにすることは不可能なわけですが、とはいえ扱いに注意が必要であることは間違いあ

りません。今回の連載では、検査自体よりも、検査をめぐると様々なトピックに焦点を当てていきたいと考えているため、引き続き検査内容については基本的に触れない方向で進めていきます。

検査を実施したけれど

心理臨床の領域では初めて担当したケースを「イニシャルケース」と呼んで重視することがありますが、発達検査でも初めて実施した経験というのは、よく記憶に残っているというか、印象深いものがあるように思います。

自身も、最初の検査の記憶は鮮明です。初めての検査を終え発達年齢や指数の計算ができた時は、達成感があり嬉しかったのですが、はたと「発達年齢〇歳って、つまりどういうこと？」と疑問を持ちました。そして、その子の「発達」について自分が何もわかっていないことに愕然としました。これが本当の相談の場で、何かコメントなり報告をしなければいけない場だったとしたら、と想像しただけでゾッとし

ました。それほど、何もわからなかったのです。「発達検査を実施すれば、子どもの発達のことは全てわかる」という思い込みは、この時に見事に打ち砕かれました。

考えてみれば、医学的な知識を何も持たない人がレントゲンの撮影スイッチの操作だけを覚えても何も役に立たないのと同じことです。レントゲン写真に写っている血管が、何らかの病変を示しているのかどうかは、正常な血管がどのように写るのかを知らなければ判断ができません。つまり医学的な知識やレントゲン撮影、読影の技術と知識がなければ、装置の操作方法だけを知っていても何の役にも立たないということになります。これは発達検査の場合も同じなのです。まして、発達検査が知ろうとする“発達”は実像があるわけではなく、検査で観察された“行動”から間接的に推測するしかありません。検査者が主体的に“発達像”に迫っていく姿勢が求められることになります。

解釈・見立て・所見

検査から“発達”を理解しようと試みる際に使われる言葉に「解釈」「見立て」「所見」などがあります。今回はこれらの言葉をキーワードにします。

今回提示した3つの言葉は、同じような意味がありますが、発達臨床の場面ではそれぞれが微妙なニュアンスを

持って用いられているように感じています。まず、これらの言葉の意味合いを考えるとところから始めます。

辞書的な意味は以下のようになりません。

「解釈」

他の言動や古人の書き残した文章・歴史的な意味などを、その人の論理に従って理解すること。

「見立てる」

- ①見て、いい悪いの判断をすること。
- ②何かをする必要上、仮にそれと見なして、その扱いをする。

「所見」

- ①その時その場所で、その人が見たものの。
- ②何かについての具体的意見。
- ③どこかでそれを見た体験。

(新明解国語辞典第六版より)

辞書的な意味合いで見ても微妙にニュアンスの違いがうかがえますが、いずれも「何か」に対して「主体的に」理解、意見、判断する行為であるという点で、共通要素も多いように思います。

また、発達臨床の現場ではこの辞書的な意味とは少し違った形で、これらの言葉が用いられているような印象もあります。次に、現場での用いられ方に焦点を当ててみます。なお、「現場での用いられ方」については、著者の個

人的な印象であって、特に検査法上の定義があるわけではありません。

発達臨床の場では

「解釈」という言葉は検査結果全体に対しても、個々の課題への反応についても用いられる言葉のように思います。「～という反応について、どう解釈したらよいでしょう？」というような質問が講習会などで出ることもあります。この場合は、通過・不通過の判断という面も含まれています。

「見立て」は検査全体を通しての子どもの発達像、臨床像を考える際に用いられます。「診たて」という言い方をする場合もあり、辞書的には診断的な意味合いがあるようですが、発達相談の場では「仮にそれとみなす」の意味に近い“仮説”のような側面も含まれるような印象を持っています。

「所見」は、これまで述べてきたような「検査から理解できたこと」を報告書にまとめる際に、用いられるように思います。ほぼ、検査所見＝検査報告書という意味合いです。

まとめると、発達相談の場では、個々の課題への反応を「解釈」しながら全体的な発達像や臨床像を「見立て」、保護者や関係者に伝える「所見」にまとめる、という作業を行っていると言えるかもしれません。

検査者の「主体」

今回、「解釈」「見立て」「所見」という言葉をキーワードにしたのは、これらが検査者の主体的な行為であるということに改めて確かめておきたいと考えたからです。

発達臨床の領域で仕事をしていると、たとえ自身が検査をすることはなくても、利用者の方がこれまでの経緯の中で検査を受けておられたり、その検査所見等が関係資料として送られてくるというようなことは珍しくないのではと思います。その時、ひょっとしたらその検査所見を「検査者の主体的な判断の結果」ではなく、「検査が導き出した答え」のように感じる人もいないかと想像します。実際、発達検査がどのようなものなのかを知らなければ、その誤解も無理はないことです。

特別支援教育のスタートなど、発達障害を持つ方への支援についての関心が高まり、ベーシックアセスメントの重要性が強調される中で、発達検査や知能検査にも注目が集まりました。検査が有効で、役に立つツールだと理解されたためですし、それ自体は喜ばしいことかもしれません。しかし一方で、そうした検査への期待、ニーズの中に、先に述べたような誤解が潜んでいないかは、常に気になるところです。

検査者の「主体性」とは、結局のところ「わかろうとして関わること」に尽きます。相手の反応を細かく観察す

ること、その反応の背景や理由、相手の意図や思いを考えること・・・、そのように相手を「わかろう」とする行為そのものが、「解釈」や「見立て」「所見」につながっていくのだと思います。

検査者にしかわからないこと

例えば、検査者の質問に対して相手が即答した場合、「わかりきっていること」で、余裕を持って答えた」とも考えられますし、「質問の一部に反応して思い込みで答えた」という場合もあると思います。この見分けは、その時その場にいた検査者の「印象」や「手応え」「感触」という部分でしかわからないこともあります。当然のことですが、どちらに「解釈」するかによって「見立て」も変わってきます。

近年、発達検査の報告書を受け取る立場の方から、「発達検査について学びたい」というご希望を聞くことが増えてきました。発達検査についての基礎知識があれば、送られてくる検査報告書についてもよりよく理解できるだろうと考えておられるようです。

その考えは間違いではないと思います。しかし、先に述べたように、受け取った検査報告書の中には、検査を実施した検査者にしか説明できない部分もあります。そういう意味では、もし受け取った検査報告書についてよくわからないと思うところがあれば、検査を実施した機関、検査者に聞いてみる

のも1つの手です。検査者の方が非常勤雇用で既に退職していたり、質問しようとしてもうまくいかないケースもあるかもしれませんが、うまくいけば援助者同士、機関同士がつながる1つのチャンスです。

関係機関が「連携」することの重要性が叫ばれていますが、一方で「連携」が「困った時に」「何とかして」と他の機関を頼ることと誤認されているとの指摘もあります。ちょっとした「わからない」を互いに聞きあえる、そんな関係が作られる1つのきっかけになれば。いささか理想論に偏ったかもしれませんが、検査のよりよい活用とは何か、ということは常に考えておきたいテーマだと思っています。